

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（以下、「風景条例」）の 一部を改正する条例案について

1 改正の概要

- ・本県では、美しい滋賀の風景を守り育てるために、景観法に基づく「景観計画の策定」や「行為の規制」、および「景観指針の策定」などを定めた風景条例を定めている。
- ・令和8年5月に都市再生特別措置法等の一部を改正する法律が公布された。地方部に民間投資を呼び込み、個性ある都市空間を活かしたりノベーションの推進が主な目的である。
- ・同法に基づき景観法も改正され、良好な景観再生を図る景観エリアリノベーション制度や、広域的な景観を図るための広域景観協議会等の制度が新設された。
- ・今回の改正は、新制度創設に伴う景観法の条項追加に伴う2か所の条項ずれに対応した条例改正を行うものである。

①第11条（行為の届出）第4項の引用条項の改正

②第13条（届出等を要しない行為）の引用条項の改正

2 法改正の概要と期待される効果

- ・景観エリアリノベーション制度の創設により、良好な景観が損なわれている区域において、民間事業者等が所有者に代わって建造物等の改修や利活用することが可能となり、景観再生の促進を図ることができる。
- ・広域景観協議会の設置や市町間の調整等、都道府県が複数自治体にまたがる景観の保全に関与できる制度の創設により、広域的な景観保全の円滑化および効率化を図ることができる。
（本県では平成21年から広域景観保全を目的とした「景観行政団体協議会」を運営）



図 景観エリアリノベーションの対象地域例

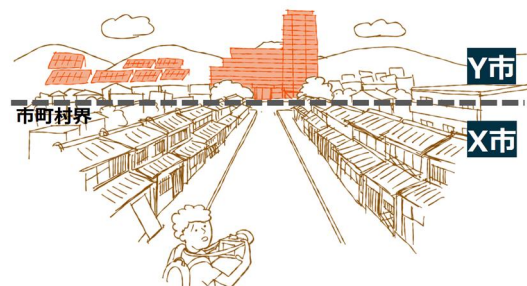


図 行政界で景観の連続性が欠如している例

3 風景条例の改正内容

① 第11条（行為の届出）第4項の引用条項の改正

法改正に伴い、新制度にかかる例外規定が景観法第16条第7項に新設されたことで生じた条項ずれへの対応のため、条例の参照先を「第7項」から「第8項」へ改正する。

② 第13条（届出等を要しない行為）の引用条項の改正

法改正に伴い、新制度にかかる条項が景観法第16条第8項第4号に新設されたことで生じた条項ずれへの対応のため、条例の参照先を「第7項第11号」から「第8項第12号」へ改正する。

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 23 号。以下「改正法」という。）による景観法（平成 16 年法律第 110 号）の一部改正に伴い、必要な規定の整理を行うため、ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和 59 年滋賀県条例第 24 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 景観法の一部改正による条項の移動に伴い、必要な規定の整理を行うこととします。
（第 11 条および第 13 条関係）
- (2) この条例は、この条例の公布の日または改正法の施行の日のいずれか遅い日から施行することとします。

議第123号

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例案

上記の議案を提出する。

令和8年9月17日

滋賀県知事 三 日 月 大 造

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例の一部を改正する条例

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例（昭和59年滋賀県条例第24号）の一部を次のように改正する。

第11条第4項中「同条第7項各号」を「同条第8項各号」に改める。

第13条中「第16条第7項第11号」を「第16条第8項第12号」に改める。

付 則

この条例は、この条例の公布の日または都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（令和8年法律第23号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

ふるさと滋賀の風景を守り育てる条例新旧対照表

旧	新
第1条～第10条 省略 (行為の届出)	第1条～第10条 省略 (行為の届出)
第11条 省略	第11条 省略
2・3 省略	2・3 省略
4 法第16条第1項第4号の条例で定める行為に係る同条第2項の条例で定める事項は、設計または施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が <u>同条第7項各号</u> に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。	4 法第16条第1項第4号の条例で定める行為に係る同条第2項の条例で定める事項は、設計または施行方法のうち、その変更により同条第1項の届出に係る行為が <u>同条第8項各号</u> に掲げる行為に該当することとなるもの以外のものとする。
第11条の2・第12条 省略 (届出等を要しない行為)	第11条の2・第12条 省略 (届出等を要しない行為)
第13条 法第16条第7項第11号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(6) 省略	第13条 法第16条第8項第12号の条例で定める行為は、次に掲げる行為とする。 (1)～(6) 省略
第14条以下 省略	第14条以下 省略